

第69回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月24日(水曜日)
午前10時
(受付開始予定時刻：午前9時)

開催場所 (会場が昨年と異なっております)

東京都台東区池之端
一丁目4番1号
東天紅上野店 3階 鳳凰の間

議決権行使期限

2026年6月23日(火曜日)
午後5時30分まで

目次

第69回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役1名選任の件	6
第3号議案 取締役の報酬額改定の件	11
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件	12
第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入の件	15
事業報告	20
計算書類	41
監査報告書	45

コネックス株式会社

証券コード 7906

2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

株 主 各 位

東京都文京区湯島三丁目23番13号

ヨネックス株式会社

代表取締役社長 アリサ ヨネヤマ

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイト「第69回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

■当社ウェブサイト

<https://www.yonex.co.jp/company/ir/>



■株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7906/teiji/>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

■東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ヨネックス」又は「コード」に当社証券コード「7906」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、本招集ご通知書面につきましては、法令及び定款の定めに基づく書面交付請求の有無にかかわらず、すべての株主様に対して送付することとしております。

また、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

1日	時	2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始予定時刻：午前9時）
2場	所	東京都台東区池之端一丁目4番1号 東天紅上野店 3階 鳳凰の間
3目 的 事 項		報告事項 1. 第69期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 2. 第69期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 取締役の報酬額改定の件 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型譲渡制限付株式 報酬制度の導入の件
4招集にあたっての 決定事項		(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款の定めに基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。 ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」 ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」 ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」 (2) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。 (3) ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・車椅子でご来場又は手話通訳が必要な株主様へ 当日、会場受付にて係員へお知らせください。
- ・当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・その他、株主様への案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより、適宜最新の情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.yonex.co.jp>)



議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

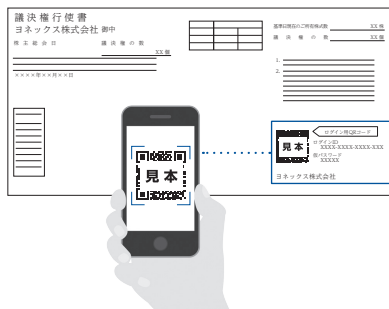
- 議決権行使のお取扱い
1. 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 2. インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

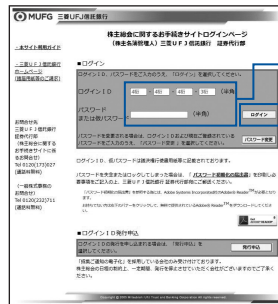
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な会社の経営政策として位置づけており、安定的かつ適正な配当水準を維持することを基本方針としております。第69期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき13円とさせていただきたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,115,039,614円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

当社の取締役会は、パーパス&ミッションの実現に努めるとともに、中長期的な企業価値向上と持続的な成長に向けた基盤とするため、当社が必要とする知識、知見、経験、能力や実績等に加え、ダイバーシティに配慮した人財で構成することとしています。

また、社外取締役には、独立した立場から当社の経営戦略に対する助言等を行い、意思決定の客観性を高め、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待しています。

このたび経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員することとし、その選任をお願いしたく、その取締役候補者は次のとおりであります。取締役候補者の選任にあたっては、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しております。

なお、選任をお願いする取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期が満了する時までとなります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 要 な 歴 兼 職 及 の 状 況	所有する当社の株式数
サラ L. カサノバ (1965年4月6日生)	1991年 1 月 マクドナルドカナダ入社 1997年 1 月 マクドナルドロシア/ウクライナ マーケティングシニアディレクター 2001年 7 月 マクドナルドカナダ マーケティングシニアディレクター 2004年10月 日本マクドナルド(株)マーケティング本部執行役員 2007年 4 月 同社ビジネスデベロップメント部上席執行役員 2009年 7 月 マクドナルドマレーシア マネージングディレクター 2012年 5 月 マクドナルドマレーシア マネージングディレクター・マクドナルドシンガポール及びマクドナルドマレーシア リージョナルマネージャー 2013年 8 月 日本マクドナルド(株)代表取締役社長兼CEO 2014年 3 月 日本マクドナルドホールディングス(株)代表取締役社長兼CEO 2019年 3 月 日本マクドナルド(株)代表取締役会長 2021年 3 月 日本マクドナルドホールディングス(株)代表取締役会長 2023年 6 月 三井物産(株)社外取締役 (現任) 2025年 3 月 花王(株)社外取締役 (現任) ヤマハ発動機(株)社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 三井物産(株)社外取締役 花王(株)社外取締役 ヤマハ発動機(株)社外取締役	ー株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) サラ L. カサノバ氏は、マクドナルド社の北米や東南アジア等において長年にわたり消費者ビジネスに携わり、2013年から2024年までの間、日本マクドナルド株式会社 代表取締役社長兼CEO並びに代表取締役会長を歴任し、業績向上かつ同社の成長戦略の実現に優れた経営手腕を発揮しました。特にグローバル経営・海外事業マネジメント、マーケティング、人財戦略、リスクマネジメント等、経営者及び各国・各地域責任者としての高度な知見と実績を有しております。当社が現在推進するDTC戦略に対し、実践的かつ有益な助言が期待されます。また、複数の上場企業における社外取締役経験を有しており、指名・報酬、内部統制、ガバナンス等に関する知見を活かし、当社の取締役会の実効性向上に寄与していただけると判断しております。 これらのことから、独立社外取締役として、同氏に経営を監督いただくことが適切と判断し、新たに社外取締役候補者としてしました。		

(注) 登記される氏名は、サラ カサノバであります。

- (注) 1. サラ L. カサノバ氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. サラ L. カサノバ氏は社外取締役候補者であります。
3. サラ L. カサノバ氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、当社は、同氏を新たに東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出る予定であります。
4. 本議案においてサラ L. カサノバ氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該責任限定契約に基づく損害責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。
5. 役員等賠償責任保険契約の概要
- 当社は、取締役及び監査役を被保険者として以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年7月に更新する予定です。本議案においてサラ L. カサノバ氏の選任が承認可決された場合には、同氏は当該保険の被保険者となります。
- (1) 填補の対象となる保険事故の概要
- 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
- (2) 保険料
- 保険料は全額当社負担としております。
- (3) 職務の適正性が損なわれなかったための措置
- 保険契約に免責事由の定めを設けており、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合等には補填の対象としないこととしております。

【ご参考】当社の「社外役員の独立性判断基準」について

当社は、ガバナンスの客観性及び透明性を確保するために、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社グループの業務執行者（注1）、又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の現在の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）、又はその業務執行者
3. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している法人その他の団体の業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先（直近事業年度の連結売上高の2%以上）の業務執行者
5. 当社グループを主要な取引先とする法人その他団体（当該団体の直近事業年度の連結売上高の2%以上）の業務執行者
6. 当社グループの主要な借入先（注2）の業務執行者
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者であって、当社グループの監査業務を実際に担当（ただし、補助的関与は除く。）していた者
8. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注3）を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、法律事務所、会計事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
9. 当社グループから多額の寄付（注4）を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
10. 当社グループの業務執行者を役員に選任している法人その他団体の業務執行者
11. 上記2から10のいずれかに過去3年間に於いて該当していた者
12. 上記1から11までのいずれかに該当する者が重要な者（注5）である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

（注1）「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。

（注2）「主要な借入先」とは、直近事業年度において、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう。

（注3）「多額の金銭その他の財産」とは、個人の場合は年間1,000万円以上、法人その他団体の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超えることをいう。

（注4）「多額の寄付」とは、年間1,000万円又は当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超えることをいう。

（注5）「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう。

(ご参考) 株主総会後の取締役のスキル・マトリックス

氏名	職位 (担当職務)	指名・報酬 諮問委員会 ※◎は委員長	専門性							
			企業経営	国際性・ グローバル経験	ブランド戦略・ マーケティング	開発・技術・ 製造	財務・会計	リスクマネジ メント	人材戦略	環境・ 社会
アリサ ヨネヤマ	代表取締役社長	○	○	○	○					
よね やま しゅう いち 米 山 修 一	常務取締役 (総務本部長 ヨネックスジャパン社長)	○	○	○		○	○	○		
いわ の み ゆき 岩 野 美 之	取締役 (生産・技術本部長)					○				○
ケーシー ヨネヤマ	取締役 (マーケティング本部長 グローバル戦略室長)			○	○					
マイケル モリズミ	取締役 *社外	◎	○	○			○			
おお つば ふ き こ 大 坪 富貴子	取締役 *社外	○	○	○			○			
ダンカン ^{りゅうけん} ウィリアムズ ^ガ 隆賢	取締役 *社外			○	○					○
サラ L. カサノバ	取締役 *社外		○	○	○			○	○	○

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2023年6月23日開催の第66回定時株主総会において、基本報酬を年額250百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内）、業績連動賞与を年額150百万円以内とご承認いただいております。また、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役の基本報酬及び業績連動賞与とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度に基づき支給する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内、同制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数を年100,000株以内とご承認いただいております。

今般、当社の更なる企業価値の向上に向けたグローバル戦略を実現するためガバナンスの強化を目的として、取締役の基本報酬の報酬額について、年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）に改定させていただきたいと存じます。なお、業績連動賞与については変更いたしません。また、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は36頁「4. 会社役員に関する事項 (4)取締役及び監査役の報酬等 ⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりですが、本議案乃至第5号議案が原案どおり承認可決された場合は、ご承認いただいた内容と整合するよう、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更する予定です。なお、第4号議案のとおり、譲渡制限付株式報酬制度を改定すること、並びに、第5号議案のとおり、上記基本報酬、業績連動賞与、及び譲渡制限付株式報酬とは別枠として、新たに業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入することにつき、株主の皆様にご承認をお願いしております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役4名）となります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2023年6月23日開催の第66回定時株主総会において、基本報酬を年額250百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内）、業績連動賞与を年額150百万円以内（社外取締役は支給対象外）とご承認いただいております。また、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役の基本報酬及び業績連動賞与とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度に基づき支給する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内、同制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数を年100,000株以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、当社の社外取締役においても、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を以下のとおり改定させていただきたいと存じます。

具体的には、（i）本制度の支給対象に社外取締役を追加し、（ii）本制度に基づく譲渡制限付株式の付与方法について、当社の社外取締役を含む取締役（以下「R S 対象取締役」という。）が、その報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受ける従来の方法（以下「現物出資方式」という。）に、現物出資財産としての金銭報酬債権の払込みを要せずに、R S 対象取締役が当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「無償交付方式」という。）を追加し、いずれかの方法により当社の普通株式の発行又は処分を受けることができる報酬制度（以下「本R S 制度」という。）に変更いたします。

また、本R S 制度に基づきR S 対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総額（現物出資方式の場合は現物出資財産として支給する金銭報酬債権の総額）を、現物出資方式と無償交付方式をあわせて、年額40百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）とし、かつ、本R S 制度に基づきR S 対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数を、現物出資方式と無償交付方式をあわせて、年20,000株以内（うち社外取締役分5,000株以内）いたします。ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該株式数を合理的な範囲で調整します。なお、従前どおり、これらの報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。

本R S 制度に係る各R S 対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の指名・報酬諮問委員会の答申を尊重したうえで、取締役会において決定いたします。本R S 制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社とR S 対象取締役との間で、本議案の末尾に記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものと

します。なお、現物出資方式の場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。以下同じ。）を基礎として、当社の普通株式を引き受けるRS対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。また、無償交付方式の場合には、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、当社の普通株式1株当たりの金額を算出いたします。

上記の改定につきましては、本RS制度に基づき今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して変更するものではありません。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づくRS対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、その他諸般の事情を考慮の上、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定されており、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2026年3月31日）に占める割合は約0.02%と、その希薄化率は軽微であるため、本議案の内容は相当なものであると考えております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は36頁「4. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等 ⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりですが、第3号議案乃至第5号議案が原案どおり承認可決された場合は、ご承認いただいた内容と整合するよう、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更する予定です。なお、第3号議案のとおり、当社の取締役に対する基本報酬を改定すること、並びに、第5号議案のとおり、上記基本報酬、業績連動賞与、及び譲渡制限付株式報酬とは別枠として、新たに業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入することにつき、株主の皆様にご承認をお願いしております。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、現行の本制度の対象である取締役は4名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、RS対象取締役は8名（うち社外取締役4名）となります。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

RS対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より30年間から50年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

R S 対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位をいずれも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、R S 対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該R S 対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】 執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入

本議案が原案どおり承認可決された場合には、R S 対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、R S 対象取締役に対するものと同様の制度を当社の取締役会の決議により導入する予定です。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入の件

当社の取締役の報酬等の額は、2023年6月23日開催の第66回定時株主総会において、基本報酬を年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）、業績連動賞与を年額150百万円以内（社外取締役は支給対象外）とご承認いただいております。また、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役の基本報酬及び業績連動賞与とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度に基づき支給する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内、同制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数を年100,000株以内とご承認いただいております。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとされております。

今般、当社は、取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の役員報酬制度の見直しを行い、新たに業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（概要は本議案の末尾に記載のとおりであり、以下「本P S U制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。本P S U制度では、原則として業績評価の対象期間（以下「業績評価期間」という。）及び業績評価期間における業績目標をあらかじめ取締役会において決定し、その業績目標の達成度合いに応じて、業績評価期間終了後に当社の普通株式を交付いたします。

本P S U制度は、基本報酬、業績連動賞与及び第4号議案に係る譲渡制限付株式報酬とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「P S U対象取締役」という。）に対して、①当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資方式」という。）、又は②現物出資財産としての金銭報酬債権の払込みを要せずに、P S U対象取締役が当社の普通株式の発行若しくは処分を受ける方法（以下「無償交付方式」という。）により報酬を支給するものです。

本P S U制度に基づきP S U対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総額（現物出資方式の場合は現物出資財産として支給する金銭報酬債権の総額）を、現物出資方式と無償交付方式をあわせて、年額60百万円以内とし、かつ、本P S U制度に基づきP S U対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数を、現物出資方式と無償交付方式をあわせて、年30,000株以内といたします。ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該株式数を合理的な範囲で調整します。なお、これらの報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。

本P S U制度に係る各P S U対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の指名・報酬諮問委員会の答申を尊重したうえで、取締役会において決定いたします。ただし、当該支給内容は、業績評価期間の経過後に、業績評価期間に対応した複数事業年度にわたる職務執行の対価に相当する分を一括して支給する場合を想定しております。

なお、現物出資方式の場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。以下同じ。）を基礎として、当社の普通株式を引き受けるP S U対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、無償交付方式の場合には、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づくP S U対象取締役への当社の普通株式の付与の条件は、上記の本P S U制度の目的、当社の業況、その他の諸般の事情を考慮の上、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定されており、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2026年3月31日）に占める割合は約0.03%と、その希薄化率は軽微であるため、本議案の内容は相当なものであると考えております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は36頁「4. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等（5）役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりですが、第3号議案乃至本議案が原案どおり承認可決された場合には、ご承認いただいた内容と整合するよう、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更する予定です。）なお、第3号議案のとおり、当社の取締役に對する基本報酬を改定すること、及び、第4号議案のとおり、譲渡制限付株式報酬制度を改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いしております。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役4名）となり、P S U対象取締役は4名となります。

【本P S U制度の概要】

本P S U制度は、業績評価期間の業績の状況に応じて、P S U対象取締役に對し、業績評価期間終了後に当社の普通株式を発行又は処分する制度です。具体的な業績評価期間については3事業年度とし、また、業績指標（以下「業績評価指標」という。）については、1乃至複数の業績評価指標を、当社の取締役会においてあらかじめ定めるものといたします。

(1) 報酬の算定方法

当社は、現物出資方式の場合には、以下の①の計算式に基づき、各P S U対象取締役に支給する金銭報酬債権の額を算定し、無償交付方式の場合には、以下の②の計算式に基づき、各P S U対象取締役に交付する当社の普通株式の数を算定いたします。

①各P S U対象取締役に支給する金銭報酬債権の額（現物出資方式の場合のみ）

各P S U対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数（※1）×交付時株価（※2）

②各P S U対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数

基準株式数（※3）×支給割合（※4）×在任期間比率（※5）

（※1）計算の結果、単元株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものいたします。ただし、①及び②の計算式により算出された結果に基づいて各P S U対象取締役に金銭報酬債権の支給を行おうとする場合、本P S U制度において付与する金銭報酬債権の額の上限額を超えるおそれがある場合には、当該上限額を超えない範囲で、各P S U対象取締役に発行又は処分する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることいたします。

（※2）業績評価期間終了後に行われる当社の普通株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として当社の普通株式を引き受けるP S U対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

（※3）当社の取締役会においてあらかじめ定めるものいたします。

（※4）業績評価期間中の業績評価指標の達成度に応じて、0%～200%の範囲で、当社の取締役会においてあらかじめ定めるものいたします。

（※5）当社の取締役会においてあらかじめ定めた算式に基づき、その在任期間に応じて、P S U対象取締役に対して発行又は処分する株式数を按分調整することいたします。

(2) P S U対象取締役に対する支給条件

当社は、原則として、P S U対象取締役が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、P S U対象取締役に対して、上記（1）に基づき算出される数の当社の普通株式を発行又は処分いたします。

①P S U対象取締役が、業績評価期間中、継続して、当社の取締役その他の当社取締役会が定める役職の地位にあったこと

②当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

③その他当社の取締役会が本P S U制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

なお、業績評価期間中又は業績評価期間終了後、本P S U制度による当社の普通株式の発行

又は処分までに、P S U対象取締役が死亡又はその他の正当な理由により当社の取締役その他の当社取締役会が定める役職の地位を退任又は退職した場合（ただし、かかる退任又は退職後、当該取締役が引き続き当社の従業員その他の当社取締役会が定める役職の地位にある場合を除く。）には、P S U対象取締役に対して、当社の普通株式の発行又は処分に代えて、金銭を支給することができるものといたします。当該取締役に支給する金銭の額は、上記の総額の範囲内において、基準株式数を業績目標達成度や当該取締役の在任期間に応じて合理的に調整した数に、当該地位をいずれも退任又は退職した日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（当該日が本P S U制度に基づく新株式の発行又は自己株式の処分に係る当社の取締役会決議を行う日（以下「割当決議日」という。）以降となる場合には割当決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値）を乗じて得られる金額といたします。

本P S U制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社とP S U対象取締役との間で、下記（３）に記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。

（３）本割当契約の概要

①譲渡制限期間

P S U対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）に係る払込みを行った日又は当該割当てを受けた日より30年間から50年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

②譲渡制限の解除等

P S U対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位をいずれも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。なお、当社は、P S U対象取締役が、任期満了、死亡その他の正当な理由により、上記に定める地位を退任又は退職した場合には、本割当株式の全部について、当該退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除する。

③組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

④その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、業績評価期間中又は業績評価期間終了後株式交付日までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本P S U制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、当社の普通株式に代わり、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等に応じて合理的に調整した基準株式数に、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を乗じて得られた金額の金銭を支給する。

【ご参考】執行役員に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入

本議案が原案どおり承認可決された場合には、P S U対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、P S U対象取締役に対するものと同様の制度を当社の取締役会の決議により導入する予定です。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 経営成績等の概況

(1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度においては、スポーツ市場がアジアを中心にグローバルで堅調に推移する中、当社は国際大会における契約選手の活躍を活かした情報発信や「Head to Toe（頭からつま先まで）」での提案強化を継続するとともに、各地域における販売活動に加え、ポップアップストアや各種イベントの開催、EC等を通じてお客様との接点拡大に取り組み、競技のファン層拡大及び市場のさらなる活性化に努めました。

その結果、バドミントン用品においては、主力市場であるアジアを中心に競技人気が続いていることを背景に需要が堅調に推移し、販売が伸長しました。テニス用品についても、国際大会における契約選手の活躍によりブランド認知が向上したことから、販売が伸長しました。加えて、ウェアやバッグ等のその他用品についてもグローバルに販売が拡大し、事業全体の成長を支えた結果、連結売上高は過去最高値を更新しました。

利益につきましては、原材料価格の上昇や為替影響等があったものの、増収効果により売上総利益は増加しました。ブランド認知拡大及び市場活性化に向けたマーケティング投資の継続により、広告宣伝費や人件費等の販管費は増加したものの、売上総利益の増加が販管費の増加を上回り、過去最高益を計上しました。

以上のことから連結売上高は163,643百万円（前期比18.3%増）、営業利益は16,546百万円（前期比16.7%増）となりました。為替差損の発生等により経常利益は16,316百万円（前期比16.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12,092百万円（前期比14.2%増）となりました。なお、当社現地法人（中国、台湾、北米、ドイツ、イギリス子会社及びインド、タイの製造子会社）は2025年1月から12月の業績を連結対象としており、2025年12月31日現在の計算書類を使用しています。

当社は、人々の価値観や考え方、ライフスタイルが大きく変化する中で、スポーツの楽しさをより多くの人々に届け、世界中のお客様との新たなつながりを築いていくために、2023年5月に「中長期ビジョン グローバル成長戦略 Global Growth Strategy (GG5)」を策定しました。GG5では、「地域構成」、「マーケティング」、「DTCとデジタル」、「IT」、「ものづくり」、そしてこれらを実行していくための基礎となる「コーポレートカルチャー（企業文化）の進化」を柱とし、各分野で取り組みを推進しております。

今後もGG5に沿って新たな挑戦を続けながら、私たちのパーパス（存在意義）である「独創の技術と最高の製品で世界に貢献する」と、ミッション（使命）である「スポーツと人、人と人をつなぎ、よりよい未来を創造する」の実現を目指してまいります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①スポーツ用品事業

イ. [日本]

国内では、バドミントン用品の需要が引き続き堅調に推移する中、ラケットでは幅広い価格帯の製品の販売が増加したほか、ストリング等の販売も好調に推移しました。テニス用品においても、ラケットに加えて、シューズやストリング等を含む各種用品の販売が伸長しました。

海外代理店向けにおいては、アジア地域を中心にバドミントン用品の需要が底堅く推移したほか、欧州地域においても競技の盛り上がり 배경に販売が伸長しました。テニス用品についても、当社契約選手の活躍等を活かしたマーケティング活動により販売が伸長しました。

利益につきましては、広告宣伝費や人件費等の増加があったものの、増収による売上総利益の増加がこれを上回り、増益となりました。

この結果、売上高は64,092百万円（前期比10.5%増）、営業利益は3,962百万円（前期比7.3%増）となりました。

ロ. [アジア]

中国販売子会社においては、バドミントン市場が引き続き堅調に推移する中、草の根販促活動や「Head to Toe」での提案強化により、バドミントン用品を中心に販売が増加したほか、ウェア、バッグ等のその他用品も伸長しました。テニス用品においては、国際大会公式球への採用を活かしたマーケティング施策の展開等、競技人口の拡大に向けた取り組みを継続し、販売が伸長しました。

台湾子会社においては、バドミントン市場の活況や国際大会における契約選手の活躍を背景に、バドミントン用品を中心に、ラケット等の販売が伸長しました。

利益につきましては、主に中国販売子会社のマーケティング活動強化に伴う広告宣伝費を中心に販管費の増加があったものの、増収による売上総利益の増加がこれを上回り、増益となりました。

この結果、売上高は85,562百万円（前期比25.8%増）、営業利益は11,864百万円（前期比22.2%増）となりました。

ハ. [北米]

北米販売子会社においては、バドミントン用品では競技活動の活性化を背景に販売が伸長しました。テニス用品では、マーケティング施策の推進等によりラケットを中心に販売が堅調に推移したことに加え、ウェア等その他用品の販売も伸長し、全体の売上に寄与しました。また、DTCの取り組みの一環として、アメリカにおけるECサイトやポップアップストアの展開を通じてお客様との直接的な接点を強化し、ブランド認知拡大や「Head to Toe」での製品情報の発信に注力しました。

利益につきましては、増収により売上総利益は増加したものの、人件費や広告宣伝費の増加、並びにDTCの取り組みに伴う費用負担により販管費が増加し、減益となりました。

この結果、売上高は7,358百万円（前期比15.8%増）、営業利益は256百万円（前期比54.2%減）となりました。

二. [ヨーロッパ]

ドイツ及びイギリス販売子会社においては、バドミントン用品では国際大会の開催等による競技の盛り上がり背景に需要が堅調に推移し、ラケットを中心に販売が伸長しました。テニス用品においては、当社契約選手の活躍によるブランド認知向上により主力製品であるラケットの販売が好調に推移し、売上を牽引しました。

利益につきましては、人件費や広告宣伝費等の増加があったものの、増収に伴う売上総利益の増加がこれを上回り、増益となりました。

この結果、売上高は6,077百万円（前期比13.4%増）、営業利益は506百万円（前期比6.2%増）となりました。

これらの結果、各地域セグメントを合計したスポーツ用品事業の売上高は163,091百万円（前期比18.4%増）、営業利益は16,590百万円（前期比14.9%増）となりました。

②スポーツ施設事業

スポーツ施設事業の中核をなすヨネックスカントリークラブでは、夏の猛暑や冬の積雪の影響を受けたものの、通年では入場者数は増加し、売上は微増となりました。一方、そのほかの施設においては天候不順による営業制限等により、減収となりました。

利益につきましては、施設の修繕費の増加等もあり営業損失となりました。

この結果、スポーツ施設事業の売上高は552百万円（前期比0.8%減）、営業損失は22百万円（前期は16百万円の営業利益）となりました。

(注) セグメント別の記載において、売上高については、「外部顧客への売上高」について記載し、営業損益については、「調整額」考慮前の金額によっております。

(2) **資金調達についての状況**

当連結会計年度における設備投資に充当するため、金融機関から資金調達しております。

(3) **設備投資の状況**

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は9,827百万円であり、その主なものはテニスラケット新工場建設によるものであります。

当連結会計年度において完成した主要設備

テニスラケット新工場

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 66 期	第 67 期	第 68 期	第69期（当期）
決 算 年 月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売 上 高（百万円）	107,019	116,442	138,276	163,643
経 常 利 益（百万円）	9,961	12,195	13,964	16,316
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益（百万円）	7,331	8,859	10,591	12,092
1 株 当 た り 当 期 純 利 益（円）	84.05	102.45	122.96	141.42
純 資 産 額（百万円）	53,099	60,901	69,426	80,740
総 資 産 額（百万円）	79,421	91,226	109,551	128,620
1 株 当 た り 純 資 産 額（円）	607.28	701.59	809.91	940.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
3. 1株当たり純資産額の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 66 期	第 67 期	第 68 期	第69期（当期）
決 算 年 月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売 上 高 (百万円)	74,590	75,496	87,802	99,610
経 常 利 益 (百万円)	6,740	8,306	12,998	11,710
当 期 純 利 益 (百万円)	6,204	7,304	11,621	10,074
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	71.12	84.47	134.93	117.82
純 資 産 額 (百万円)	41,335	46,511	54,192	62,427
総 資 産 額 (百万円)	59,491	68,113	80,842	96,146
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	474.29	537.57	634.26	729.71

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
3. 1株当たり純資産額の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。

(5) 対処すべき課題

【経営の基本方針】

当社は、企業活動の基盤となる考え方として、以下のパーパス（存在意義）とミッション（使命）を掲げています。

- パーパス（存在意義） 独創の技術と最高の製品で世界に貢献する
- ミッション（使命） スポーツと人、人と人をつなぎ、よりよい未来を創造する

これらは、世界中の従業員が共通の価値観のもとで行動するための指針であり、当社では、その理解と浸透を促す取り組みを継続的に進めております。従業員一人ひとりが組織の目指す方向を理解し、自らの業務において実践できる環境づくりに取り組んでいます。

また、当社は質の高い製品を通じてスポーツの魅力を伝えるとともに、競技の普及やスポーツに親しむ人を増やす取り組みにも継続的に力を注いでいます。単に製品を提供するのではなく、スポーツを通じて人々の可能性を広げることを目指しています。

先行き不透明な社会・経済環境が続く中、スポーツと人、人と人をつなぎ、よりよい未来を創造するという当社のミッションは、引き続き大きな意義を持つものと認識しております。当社は、スポーツが持つ前向きな力を社会に届けるという役割を果たすべく、今後も継続的な取り組みを進めてまいります。

こうした考えのもと、当社は中長期ビジョン「グローバル成長戦略 Global Growth Strategy (GGS)」を推進し、スポーツを通じて社会やお客様に価値を届け続けるための事業基盤の強化を進めてまいります。

【中長期ビジョン「グローバル成長戦略 Global Growth Strategy (GGS)」】

当社は、中長期ビジョン「グローバル成長戦略 Global Growth Strategy (GGS)」を引き続き推進しています。GGSでは、お客様一人ひとりの価値観やライフスタイルを理解し、地域や文化、それぞれの個性に応じたアプローチを深めることで、より深く、持続的なつながりの構築を目指しています。

その実現に向けて、マーケティング、DTC・デジタル、IT、ものづくり、コーポレートカルチャー、サステナビリティ等の各領域において、GGSに基づく取り組みを進めています。

中長期の数値目線については、成長性、収益性、資本効率を踏まえ、以下のとおり設定しております。これは、より多くの世界のお客様へスポーツの楽しさと価値を届けるための基盤づくりを進めていくうえでの目線としています。

グローバル成長戦略 (GGS)	2030年に向けて
成長性指標	売上高年平均成長率 (CAGR) : 7～10%
収益性指標	営業利益率: 10%以上
資本効率指標	ROE: 13%以上

グローバル成長戦略（GGS）の戦略に基づく取り組みは以下のとおりです。

【地域構成】

現在、売上高の大きな割合を占める東アジア地域に加え、その他地域での展開を中長期的に進めることで、よりバランスの取れた地域構成を目指しています。特に、北米におけるテニス事業、インドにおけるバドミントン事業は重点領域として位置づけています。北米では、テニス市場におけるブランド認知の向上と事業基盤の強化に注力しています。また、インドでは、競技の普及・発展に取り組みながら、自社工場を拠点とした現地生産体制の強化を進めています。

今後も、グローバル各地域の市場特性に即した展開を進めながら、より多くのお客様にスポーツの楽しさと価値を届けてまいります。

【マーケティングの再構築】

お客様起点の製品開発とイノベーションへの取り組みを進めるとともに、ラケット、シューズ、ウェアなどを含めたHead to Toe（頭からつま先まで）での提案を通じて、競技ごとの特性やお客様のニーズに応じた価値提供の強化に取り組んでいます。また、当社契約選手の活躍などを通じて、製品の魅力やスポーツの楽しさを伝え、お客様一人ひとりがスポーツをより楽しめるような関わりを広げてまいります。

【DTCとデジタル戦略】

お客様とのつながりを深める手段として、DTC（Direct to Consumer）を重視した取り組みを進めています。米国ではECサイトを通じたお客様との接点拡大に取り組むとともに、デジタルでの情報発信や購買体験の向上を進めています。また、東京、上海、大阪のショールームに加え、ポップアップストア等のリアルな接点も積極的に展開しています。

今後もデジタルとリアルを組み合わせた「ヨネックスのDTCエコシステム」を拡張し、お客様との継続的な関係づくりと、よりよい体験機会の拡大に取り組んでまいります。

【IT変革】

グローバルな視点でのIT戦略と組織づくりを進めながら、基幹システムのグローバル展開、データやAIの活用による業務プロセスの高度化等に取り組んでいます。今後、需要に応じて拡張・最適化可能な需給プロセスの自動化、グローバル規模でのデータドリブンなインサイトの深化、高効率・高精度なオペレーションの実現を目指し取り組んでまいります。

【ものづくりの進化】

創業以来、新潟県長岡市をはじめとする国内工場で培ってきたものづくりを強みとし、「Made by Yonex」の品質を支える製造基盤の強化に取り組んでいます。主要生産拠点である長岡では、2026年3月期に新たなテニスラケット工場が加わりました。また、台湾、インド、タイなどの海外工場に加え、2027年3月期に着工を予定している富山県の新工場も含め、需要の拡大に対応する供給体制の構築と、協力工場も含めた品質管理の向上を進めています。

さらに、新潟県長岡市のYonex Performance Innovation Centerでは、研究開発と製造現場の連携によって、製品に求められる性能や品質の分析力を高め、イノベーションの追求と開発力の進化につなげてまいります。

＜コーポレートカルチャーの進化＞

グローバル成長戦略（GGS）を支えるのは、従業員一人ひとりの挑戦と成長です。当社では「世界のお客様のために楽しみながら競い合う」というカルチャーの実現に向け、パーパス&ミッションや価値観への理解を深めながら、「ヨネックスらしさ」を再認識し、実践していくための取り組みを行っています。

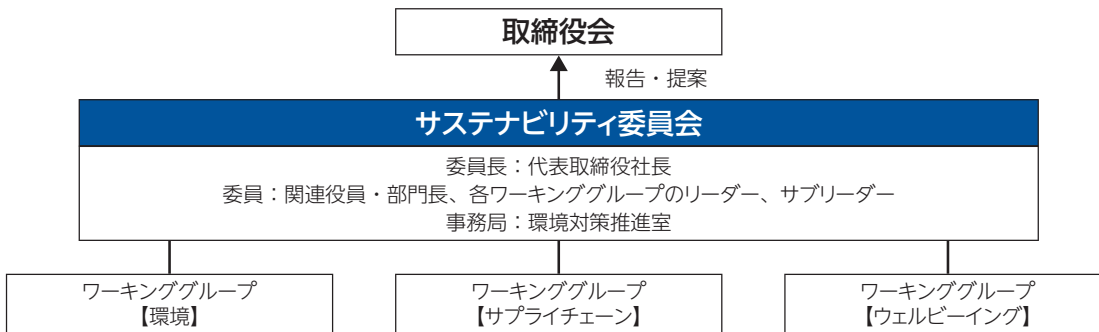
新たな評価・等級・報酬制度についても、従業員の挑戦と成長を後押しする仕組みとして、運用・定着を進めています。また、多様な人財がそれぞれの力を発揮できるカルチャーを育むため、当社の目指す方向性や価値観をグローバルに共有し、従業員一人ひとりの理解と行動につなげる社内コミュニケーション戦略を策定し、その取り組みを進めてまいります。

＜サステナビリティの取り組み＞

当社は「ヨネックスのサステナビリティ」の方針・考え方にに基づき、パーパス&ミッションを基本に、「いいものづくり」「グローバルな競技の普及・発展」「人権とダイバーシティ」「すべてのステークホルダーとの協働」の4つを柱として、持続可能な社会への貢献を目指しています。

この考え方のもと、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会のもとに、環境、サプライチェーン、ウェルビーイングの3つのワーキンググループを設置し、それぞれの分野で具体的な取り組みを進めています。

（サステナビリティ推進体制）



【環境】

当社では、2030年に向けたCO₂排出量削減目標に加え、2050年を見据えた環境ビジョンを設定しています。コーポレートカラーにちなんで「ブルーの空とグリーンの大地、そしてスポーツの未来のために」を掲げ、「脱炭素」「廃棄物」「エコ設計」の3つを柱とし、長期的な目標とアクションプランを定め、その実現に向けた取り組みを進めています。

自社拠点における再生可能エネルギーの活用を強化するとともに、ウェアを中心としたサステナブル素材の使用と他カテゴリーへの展開、廃棄物の削減にも継続的に努めています。これら3つの柱を軸に、環境ビジョン2050の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

【サプライチェーン】

当社では、「ヨネックス サプライヤー・サステナビリティ・ガイドライン」に基づき、法令遵守、人権尊重、安全衛生、環境配慮などを基本とした、持続可能なサプライチェーンの構築に取り組んでいます。中でも化学物質の管理は、安全な製品の提供と環境負荷の低減の観点から重要な課題と位置づけており、サプライヤーと連携しながら、引き続き重点的に取り組んでいます。

今後も、サプライヤーとの対話と協力を重視しながら、持続可能なサプライチェーンの構築を進めてまいります。

【ウェルビーイング】

ウェルビーイングについては、従業員の心身の健康や多様な価値観の尊重を支える取り組みを進めています。ワークライフバランスの推進、健康管理・メンタルヘルスへの対応、従業員のスポーツ活動の促進、子育て支援などを通じて、従業員一人ひとりがいきいきと働くことができる環境づくりに取り組んでいます。こうした取り組みを進めた結果、「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」の認定取得にもつながりました。

また、当社では、目指すコーポレートカルチャー「世界のお客様のために楽しみながら競い合う」の実現に向けて、多様な人財が自分らしく力を発揮できる環境づくりを進めています。なお、単体の女性管理職比率は2030年度の目標30%に対して、2025年度時点で31.2%となり、目標を前倒しで達成しております。今後も、多様な人財がそれぞれの力を発揮できる組織づくりを進めてまいります。

サステナビリティの取り組みは、当社にとって社会的責任を果たすものであると同時に、事業を通じて新たな価値を生み出す源泉でもあると捉えています。さまざまな社会課題が顕在化するなか、当社はスポーツという事業を通じて、世界中のお客様、将来世代を含むすべてのステークホルダーの方々が豊かに暮らせる、平和で持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の事業活動に引き続きご理解をいただき、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当社のサステナビリティに関する情報は以下のサイトをご覧ください。

<https://www.yonex.co.jp/company/esg/>



(6) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、スポーツ用品事業としてバドミントン・テニス・ゴルフ・その他スポーツ用品の製造・販売を、スポーツ施設事業としてゴルフ場事業を主な事業としております。

事業	区分	売上構成比		
		第67期	第68期	第69期 (当期)
バドミントン用品	ラケット、シャトルコック、ストリング、シューズ	62.4%	61.5%	62.2%
テニス用品	ラケット、ストリング、シューズ、ボール	14.8%	13.6%	13.4%
ゴルフ用品	クラブ、キャディバッグ、シューズ、アクセサリ他	1.6%	1.2%	0.9%
ウェア・その他	ウェア、バッグ、アクセサリ、スノーボード、 オフコートシューズ、ランニングシューズ、 ゴルフ場他	21.2%	23.7%	23.5%

(注) スポーツ施設事業を含め表示しております。

(7) 主要な拠点等 (2026年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都文京区湯島三丁目23番13号
	生 産 拠 点	新潟工場（新潟県長岡市）、東京工場（埼玉県草加市）
	研 究 拠 点	Yonex Performance Innovation Center（新潟県長岡市）
	営 業 拠 点	東京オフィス（東京都台東区）、大阪支店（大阪府大阪市）、 名古屋支店（愛知県名古屋市）、札幌営業所（北海道札幌市）、 仙台営業所（宮城県仙台市）、福岡営業所（福岡県福岡市）
	物 流 拠 点	東日本物流センター（埼玉県草加市） 西日本物流センター（大阪府大阪市）
	ゴ ル フ 場	ヨネックスカントリークラブ（新潟県長岡市）
子 会 社	国 内	ヨネックス精機株式会社（埼玉県新座市）
	海 外	YONEX CORPORATION（アメリカ カリフォルニア州 トーランス市） YONEX U.K. LIMITED（イギリス ロンドン市） YONEX GmbH（ドイツ ノルドライン ヴェストファーレン州 ヴィリッヒ市） YONEX TAIWAN CO.,LTD.（中華民国 台中市） YONEX SPORTS (CHINA) CO.,LTD.（中華人民共和国 上海市） YONEX INDIA PRIVATE LIMITED（インド カルナータカ州 ベンガルール） YONEX TECNIFIBRE CO.,LTD.(タイ チョンブリー県)

(8) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

部 門	従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
ス ポ ー ツ 用 品 事 業	2,955名	228名増
ス ポ ー ツ 施 設 事 業	25名	－
合 計	2,980名	228名増

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,467名	116名増	38.7才	13.3年

(注) 上記の他に常勤嘱託101名がおります。

(9) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株)三菱ＵＦＪ銀行	6,549百万円
三井住友信託銀行(株)	2,920百万円
(株)第四北越銀行	2,712百万円
(株)三井住友銀行	2,213百万円
(株)みずほ銀行	1,227百万円

(10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
YONEX CORPORATION	23,000千米ドル	100%	当 社 製 品 の 販 売
YONEX U.K. LIMITED	2,995千英ポンド	100%	当 社 製 品 の 販 売
YONEX GmbH	242千ユーロ	100%	当 社 製 品 の 販 売
YONEX TAIWAN CO.,LTD.	60,000千台湾元	100%	当 社 製 品 の 製 造 販 売
YONEX SPORTS (CHINA) CO.,LTD.	63,180千中国元	100%	当 社 製 品 の 販 売
YONEX INDIA PRIVATE LIMITED	940,000千印ルピー	100%	当 社 製 品 の 製 造
YONEX TECNIFIBRE CO.,LTD.	32,917千バーツ	86.8%	当社製品の製造及びOEM生産
ヨネックス精機株式会社	10,000千円	100%	当 社 製 品 の 製 造

(注) YONEX GmbH には、資本準備金が2,185千ユーロあります。

2. 株式に関する事項

株式の状況（2026年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 360,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 92,870,800株 |
| (3) 株主数 | 10,335名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団	9,486千株	11.1%
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC	5,808	6.8
米 山 修 一	4,229	4.9
公益財団法人新潟県スポーツ振興米山稔財団	4,000	4.7
ヨネックス取引先持株会	3,179	3.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,954	3.4
米 山 勉	2,545	3.0
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,402	2.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,967	2.3
米 山 英 明	1,921	2.2

(注) 1. 上位10名の株主を記載しております。

2. 持株比率は自己株式（7,098千株）を控除して計算しております。

なお、当該自己株式数には「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式220千株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式

対象者	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	16,700株	4名

(注) 1. 当社の株式報酬制度につきましては、36頁「4. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等 ③株式報酬（譲渡制限付株式）」の内容に記載のとおりです。

2. 上記の株式数は、すべて譲渡制限付株式報酬として交付された株式数であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	アリサ ヨネヤマ	
常務取締役	米山 修一	総務本部長、ヨネックスジャパン社長
取締役	岩野 美之	生産・技術本部長
取締役	ケーシー ヨネヤマ	マーケティング本部長、グローバル戦略室長
取締役	マイケル モリズミ	(株)パシフィックIR 代表取締役、八重洲無線(株)監査役、三和ホールディングス(株)社外取締役（監査等委員）
取締役	大坪 富貴子	smartData Japan(株)代表取締役、ミツフジ(株)社外取締役
取締役	ダンカン 隆賢 ウィリアムズ	南カリフォルニア大学教授
常勤監査役	長田 真一	
監査役	丸山 晴彦	
監査役	太田 律子	

- (注) 1. 取締役マイケルモリズミ氏、大坪富貴子氏及びダンカン隆賢ウィリアムズ氏は社外取締役であります。
2. 監査役丸山晴彦氏及び太田律子氏は社外監査役であります。
3. 監査役丸山晴彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役太田律子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役マイケルモリズミ氏、大坪富貴子氏、ダンカン隆賢ウィリアムズ氏、監査役丸山晴彦氏及び太田律子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の異動

①就任

異動日	氏名	地位
2025年6月25日	ケーシー ヨネヤマ	取締役

②退任

異動日	氏名	退任理由	退任時の地位
2025年6月25日	米山 勉	任期満了	代表取締役会長
2025年6月25日	廣川 亘	任期満了	取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合等には補填の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 賞与	株式報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	429 (32)	202 (32)	72 (-)	51 (-)	102 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	27 (15)	27 (15)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	457 (47)	229 (47)	72 (-)	51 (-)	102 (-)	12 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に退任した取締役2名に対する報酬が含まれております。
2. 株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。
3. 第66回定時株主総会において、退職慰労金制度の廃止及び打ち切り支給についてご承認をいただいておりますが、退職慰労金の額は、当事業年度に退任した取締役2名に対する功績等を勘案した加算額を計上しております。

②業績連動報酬等（業績連動賞与）に関する事項

事業年度ごとの業績向上への意欲を高め、経営数値目標の達成を目指すべく、単年度の業績及び各取締役の貢献度に基づき決定する金銭報酬として、執行役員を兼務する取締役に対して支給しております。業績評価指標としては、全社KPI目標の達成度を用いており、財務KPI目標は、当社グループの「連結売上高成長率」及び「連結営業利益率」を指標とし、また、非財務KPI目標は「女性管理職比率」等を指標としております。これらの目標の達成度合いに加え、各取締役の職責及び担当領域に応じた業績への貢献度を勘案して算出された額を、賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。当該指標を選択した理由は、当社は業績連動賞与を単年度の業績評価指標に連動するものとして位置づけており、「連結売上高成長率」を本業の

成長性を示す指標、「連結営業利益率」を本業の収益性を示す指標、「女性管理職比率」等を人的資本及びサステナビリティの強化に向けた進捗を示す指標としていることによります。なお、当該業績指標に関する実績は、連結売上高成長率は18.3%、連結営業利益率は10.1%、女性管理職比率は、29頁「1.経営成績等の概況（5）対処すべき課題」に記載のとおりであり、基準値を100%とした場合の達成度に応じた当事業年度の支給率は124%であります。

③株式報酬（譲渡制限付株式）の内容

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。取締役（社外取締役を除く。）の業績達成意欲を高め、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値の共有を一層進めることを目的とした制度です。取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、第62回定時株主総会にて決議いただいた金銭報酬債権の総額（年額100百万円以内）及び発行又は処分される普通株式の総数（年100,000株以内）の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、毎年一定の時期に支給しております。各取締役に対する具体的な割当数については、指名・報酬諮問委員会による審議・答申を踏まえ、取締役会において、各取締役の職責等に応じて決定することとしております。

なお、当社は、2026年1月22日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、既存の「報酬諮問委員会」に指名に関する権限を加えた「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。

④取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、2023年6月23日開催の第66回定時株主総会において、基本報酬を年額250百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内）、業績連動賞与を年額150百万円以内（当該株主総会終結時における取締役の員数は8名（うち社外取締役3名））と決議いただいております。また、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬を年額100百万円以内（当該株主総会終結時における取締役の員数は8名（うち社外取締役2名））と決議いただいております。いずれの決議においても、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものとされており、業績連動賞与及び譲渡制限付株式報酬については、社外取締役は支給対象外とされております。

当社監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第50回定時株主総会において、年額40百万円以内（当該株主総会終結時における監査役の員数は3名）と決議いただいております。

⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法等が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本報酬に関する方針

監督機能に対する基本報酬と執行機能に対する基本報酬に区分し、それぞれの職責に応じて設定し、固定かつ月例の金銭報酬として支給する。

執行役員を兼務する取締役の執行機能に対する基本報酬は、執行役員としての職責に応じて定められたグレード別の報酬水準に基づき設定する。

取締役としての監督機能に対する基本報酬は、経営の監督及び意思決定に係る責任を踏まえ、支給する。

社外取締役については、業務執行を行わず、独立した立場から経営の監督機能を担う役割に鑑み、監督機能に対する基本報酬のみを支給する。

取締役会が必要であると認めた場合には、かかる固定かつ月例の金銭報酬のほかに、フリンジベネフィットとして、住宅、乗用車及び子女教育費用等の相当額並びにこれに対する税金相当額を基本報酬に含めて、各取締役の報酬を決定することができることとする。

ロ. 業績連動報酬等（業績連動賞与）に関する方針

短期インセンティブ報酬として、単年度の業績及び各取締役の貢献度に基づき決定する金銭報酬とし、執行役員を兼務する取締役に対して支給する。

コネックスグループの持続的な成長及び企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させることを目的として、単年度の全社KPI目標の達成度を評価指標として算定する。

全社KPI目標のうち、財務KPI目標については、当社グループの成長性及び収益性を重視する観点から、「連結売上高成長率」及び「連結営業利益率」を指標とする。また、非財務KPI目標については、持続的な企業価値向上の基盤となる人的資本及びサステナビリティの強化を目的として、「女性管理職比率」等の指標を用いる。

各取締役の貢献度については、各取締役の職責及び担当領域に応じて、業績に対する貢献度を評価する。

支給額は、基準額を100%として、その達成度に応じて0～200%の範囲で変動するものとする。

ハ. 株式報酬（譲渡制限付株式）に関する方針

中長期インセンティブ報酬として、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値の共有を一層進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式）とし、取締役（社外取締役を除く。）に対し、毎年一定の時期に支給する（取締役に対し金銭報酬債権を支給し、当該債権の現物出資を受けることにより、当該取締役に対し株式を発行する）。各取締役に対する具体的な割当数については、指名・報酬諮問委員会による審議・答申を踏まえ、取締役会において、各取締役の職責等に応じて決定する。

二. 報酬等の割合に関する方針

執行機能を担う取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略・事業環境、各取締役の職責等を踏まえ、外部専門機関による役員報酬調査データ及び当社が選定したベンチマーク企業群の動向等を参考に、取締役会にて適切に設定する。

また、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値・株主価値の向上に向けた適切なインセンティブと

して機能させるため、職責が上位となるほど業績連動賞与及び株式報酬の割合を高める報酬構成とする。

代表取締役社長の報酬の構成割合は、「金銭（定額）報酬：業績連動報酬：非金銭報酬」＝「50％：25％：25％」を目安とする。

その他の執行機能を担う取締役の報酬構成割合は、代表取締役社長の報酬構成割合に準じて、職責や報酬水準を考慮し決定する。

なお、社外取締役については、業務執行を行わず監督機能のみを担うことから、基本報酬のみで構成する。

ホ. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額のうち、基本報酬及び業績連動賞与の金額については、取締役会で決議された決定方針に基づき、取締役会から一任された代表取締役社長が、指名・報酬諮問委員会による審議・答申を踏まえ決定する。

⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長アリサヨネヤマ氏に対し各取締役の基本報酬の金額及び社外取締役を除く各取締役の業績連動賞与の金額の決定を委任しております。委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価等を行うには代表取締役が最も適しているからであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

1. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役マイケルモリズ氏は、(株)パシフィックIR代表取締役、八重洲無線(株)監査役及び三和ホールディングス(株)社外取締役（監査等委員）を兼任しております。

なお、当社と(株)パシフィックIR、八重洲無線(株)及び三和ホールディングス(株)の間には特別な利害関係はありません。

- ・社外取締役大坪富貴子氏は、smartData Japan(株)代表取締役及びミツフジ(株)社外取締役を兼任しております。

なお、当社とsmartData Japan(株)及びミツフジ(株)の間には特別な利害関係はありません。

- ・社外取締役ダンカン隆賢ウィリアムズ氏は、南カリフォルニア大学教授を兼任しております。

なお、当社と南カリフォルニア大学との間には特別な利害関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	マイケルモリズミ	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 証券アナリストとして長年にわたり活躍し、経営分析に長けた幅広い見識と豊富な経験を有していることから、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。特に資本配分、IR、マーケティング等に関する事項や投資判断において中長期視点での監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役	大 坪 富 貴 子	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 豊富な経験と財務に係る高度な知識やヘルスケアにおける専門的見識を有しており、ヘルスケア分野を得意とするソフトウェア開発会社の代表として、取締役会においては、これらの見識及び経験、国際感覚を生かし、ダイバーシティ推進の取り組みなどで、積極的に発言・提言を行っていただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役	ダ ン カ ン 隆 賢 ウ ィ リ ア ム ズ	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。 米国の大学教授という立場から主に米国市場でのユーザーの動向、グローバル感覚に基づく提言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	丸 山 晴 彦	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。税理士として会計・税務等の専門的知見及び長年の豊富な経験に基づき、公正な意見表明を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	太 田 律 子	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。税務行政を通じた豊富な経験と幅広い見識に基づき公正な意見表明を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
報酬等の額	54百万円
当社及び当子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社のすべての子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	85,693	流 動 負 債	26,607
現 金 及 び 預 金	34,312	買 掛 金	11,115
受 取 手 形	6,622	未 払 金	4,578
売 掛 金	16,033	1年内返済予定の長期借入金	1,322
商 品 及 び 製 品	17,336	リ ー ス 債 務	756
仕 掛 品	2,988	未 払 法 人 税 等	1,412
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,870	未 払 消 費 税 等	7
そ の 他	4,617	賞 与 引 当 金	2,496
貸 倒 引 当 金	△87	役 員 賞 与 引 当 金	71
固 定 資 産	42,926	ポ イ ン ト 引 当 金	7
有 形 固 定 資 産	37,423	そ の 他	4,838
建 物 及 び 構 築 物	13,993	固 定 負 債	21,273
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,614	長 期 借 入 金	15,018
工 具 、 器 具 及 び 備 品	864	リ ー ス 債 務	1,102
コ ー ス 勘 定	189	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,721
立 木	7	株 式 給 付 引 当 金	163
土 地	15,114	資 産 除 去 債 務	159
リ ー ス 資 産	59	長 期 預 り 保 証 金	2,006
使 用 権 資 産	1,730	そ の 他	100
建 設 仮 勘 定	1,849	負 債 合 計	47,880
無 形 固 定 資 産	1,452	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	1,213	株 主 資 本	74,932
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	223	資 本 本 金	4,706
そ の 他	14	資 本 剰 余 金	8,033
投 資 そ の 他 の 資 産	4,050	利 益 剰 余 金	67,191
投 資 有 価 証 券	151	自 己 株 式	△4,998
長 期 預 金	440	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	5,560
繰 延 税 金 資 産	2,615	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	33
そ の 他	846	為 替 換 算 調 整 勘 定	5,690
貸 倒 引 当 金	△1	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△163
資 産 合 計	128,620	非 支 配 株 主 持 分	247
		純 資 産 合 計	80,740
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	128,620

連結損益計算書
(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			163,643
売上原価			91,116
売上総利益			72,527
販売費及び一般管理費			55,980
営業利益			16,546
営業外収益			
受取利息	142		
受取賃料	106		
その他	125		374
営業外費用			
支払利息	285		
支払手数料	4		
為替差損	140		
その他	173		604
経常利益			16,316
特別利益			
投資有価証券売却益	38		
国庫補助金	828		866
特別損失			
固定資産除却損	212		212
税金等調整前当期純利益			16,970
法人税、住民税及び事業税	5,001		
法人税等調整額	△135		4,866
当期純利益			12,103
非支配株主に帰属する当期純利益			10
親会社株主に帰属する当期純利益			12,092

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	54,911	流 動 負 債	15,059
現 金 及 び 預 金	14,882	買 掛 金	6,854
受 取 手 形	6,522	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,242
売 掛 金	17,940	リ ー ス 債 務 金	21
商 品 及 び 製 品	5,800	未 払 金	2,238
仕 材 及 び 貯 蔵 品	2,381	未 払 法 人 税 等 金	1,043
前 払 費 用	3,148	預 賞 与 引 当 金	426
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	1,496	賞 与 引 当 金	88
そ の 他 金	238	員 賞 与 引 当 金	1,705
貸 倒 引 当 金	2,527	ポ イ ン ト 引 当 金	71
	△26	そ の 他	2
固 定 資 産	41,235	固 定 負 債	13,660
有 形 固 定 資 産	30,690	長 期 借 入 金	14,380
建 構 物	11,554	リ ー ス 債 務 金	37
機 械 及 び 装 置	1,116	資 産 除 去 債 務 金	88
車 両 運 搬 具	2,721	退 職 給 付 引 当 金	2,356
工 具 、 器 具 及 び 備 品	22	株 式 給 付 引 当 金	163
コ ー ス 勘 定 木 地 産 定	539	長 期 預 け の	1,554
立 土 地	189	そ の 他	79
建 設 仮 勘 定	7	負 債 合 計	33,719
無 形 固 定 資 産	13,378	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	53	株 主 資 本	62,394
そ の 他	1,106	資 本 剰 余 金	4,706
投 資 其 他 の 資 産	1,354	資 本 剰 余 金	8,033
投 資 有 価 証 券	1,121	資 本 準 備 金	7,483
関 係 会 社 出 資 金	218	そ の 他 資 本 剰 余 金	550
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	14	利 益 剰 余 金	54,652
関 係 会 社 延 税 金	9,190	利 益 準 備 金	281
貸 倒 引 当 金	151	そ の 他 利 益 剰 余 金	54,371
	3,671	別 途 積 立 金	19,010
資 産 合 計	1,376	繰 越 利 益 剰 余 金	35,361
	1,355	自 己 株 式	△4,998
	2,079	評 価 ・ 換 算 差 額 等	33
	557	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	33
	△1	純 資 産 合 計	62,427
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	96,146
資 産 合 計	96,146		

損益計算書
(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		99,610
売上原価		62,728
売上総利益		36,882
販売費及び一般管理費		32,818
営業利益		4,063
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	7,479	
為替差益	230	
業務受託料	11	
その他	202	7,959
営業外費用		
支払利息	220	
支払手数料	4	
その他	87	312
経常利益		11,710
特別利益		
投資有価証券売却益	38	38
特別損失		
固定資産除却損	212	212
税引前当期純利益		11,535
法人税、住民税及び事業税	1,729	
法人税等調整額	△268	1,460
当期純利益		10,074

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

ヨネックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 航 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 川 邦 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヨネックス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヨネックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

コネックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ	
東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石川 航史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 前川 邦夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コネックス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

ヨネックス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 長 田 真 一 ㊞

社 外 監 査 役 丸 山 晴 彦 ㊞

社 外 監 査 役 太 田 律 子 ㊞

以 上

株主総会 会場ご案内図

会場 東天紅上野店 3階 鳳凰の間

東京都台東区池之端一丁目4番1号 電話 03 (3828) 5111 (代)

※会場が昨年と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



交通機関のご案内

●地下鉄	千代田線・湯島駅1番出口	徒歩 3 分
	銀座線・上野広小路駅A 3 出口	徒歩10分
	大江戸線・上野御徒町駅A 3 出口	徒歩10分
●J R	御徒町駅北口	徒歩13分

- ・会場には、本株主総会専用の駐車場のご用意はございませんので、ご了承ください。
- ・当日ご来場の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

